

## 【小型移動式クレーン運転技能講習】

### 1. 講習科目と時間

講習科目		講習時間	一部免除者（時間）			
		一般講習 20 時間	19	17	16	13
学科講習	小型移動式クレーンに関する知識	6	6	6	6	6
	小型移動式クレーン運転技能講習に係る 原動機及び電気に関する知識	3	3	—	3	3
	小型移動式クレーン運転のために必要な 力学に関する知識	3	3	3	—	3
	関係法令	1	1	1	1	1
	小 計	13	13	10	10	13
実技講習	小型移動式クレーン運転	6	6	6	6	—
	小型移動式クレーン運転のための合図	1	—	1	—	—
	小 計	7	6	7	6	0
合 計		20	19	17	16	13
所 要 日 数（目安）		3 日	3 日	3 日	2.5 日	2 日

### 2. 受講資格

講習時間	受 講 資 格
20 時間	・ 未経験者で他の資格を持っていない者
19 時間	・ 労働安全衛生法施行令第 20 条第 6 号若しくは第 7 号の業務又は労働安全衛生規則第 36 条第 6 号、第 15 号から第 17 号まで若しくは第 19 号の業務に、6 月以上従事した経験を有する者
17 時間	・ 建設業法施行令第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定のうち、1 級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は 2 級の技術検定で第 2 種若しくは第 6 種の種別に該当するものに合格した者 ・ 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者
16 時間	・ クレーン・デリック運転士免許を受けた者、床上操作式クレーン運転技能講習修了者又は旧クレーン則第 223 条に規定するデリック運転士免許を受けた者 ・ 揚貨装置運転士免許を受けた者、玉掛け技能講習修了者又は旧クレーン則第 235 条に規定するクレーン運転士免許を受けた者
13 時間	・ 鉱山保安法の規定による鉱山において、移動式クレーン（労働安全衛生法施行令第 20 条第 7 号のクレーンをいう。）のうちつり上げ荷重が 5 トン以上のものの運転の業務に 1 月以上従事した経験を有する者